○岩手県警察教養に関する訓令

（平成14年３月20日警察本部訓令第８号）

（沿革）平成17年３月第２号改正
平成20年３月第８号改正
平成26年12月第13号改正

警　察　本　部
警　察　学　校
警　　察　　署

岩手県警察教養に関する訓令を次のように定める。

岩手県警察教養に関する訓令

岩手県警察教養に関する訓令（平成７年岩手県警察本部訓令第８号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この訓令は、警察教養細則（平成13年警察庁訓令第４号。以下「細則」という。）第24条の規定及び岩手県警察教養規則（平成14年岩手県公安委員会規則第６号。以下「規則」という。）第３条の規定に基づき、岩手県警察における教養の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　初任科　新たに巡査として採用された警察官にその職務の遂行に必要な基礎的な知識及び技能を修得させるために行う課程をいう。

(2)　初任補修科　職場実習を修了した巡査に対し、初任科及び職場実習において修得した知識及び技能を深めさせるために行う課程をいう。

(3)　一般職員初任科　新たに採用した一般職員に対し、基礎的な知識及び技能を修得させるために行う課程をいう。

(4)　巡査部長任用科　巡査部長に昇任し、又は昇任が予定されている警察官（管区警察学校に入校する者を除く。）に、その職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させるために行う課程をいう。

(5)　警部補任用科　警部補に昇任し、又は昇任が予定されている警察官（管区警察学校に入校する者を除く。）に、その職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させるために行う課程をいう。

(6)　部門別任用科　各部門に任用され、又は任用予定の巡査部長又は巡査に対し、当該部門の係員として必要な知識及び技能を修得させるために行う課程をいう。

(7)　専科　警部補以下の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員に対し、特定の分野に関する専門的な知識及び技能を修得させるために行う課程をいう。

(8)　職場実習　初任科を修了した巡査に行う警察署における教養をいう。

(9)　実戦実習　初任補修科を修了した巡査に行う警察署における教養をいう。

（学校教養の計画）

第３条　学校教養は、年度ごとに種別、期間、人員及び回数を計画して行うものとする。

２　学校において行う課程の教授内容、時間割その他授業の実施に係る事項は、別に定めるもののほか、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者が学校長、警務部人財育成課長（以下「人財育成課長」という。）、関係課長と協議して定めるものとする。

(1)　初任科、初任補修科及び一般職員初任科　学校長

(2)　巡査部長任用科、警部補任用科　人財育成課長

(3)　部門別任用科　当該部門の庶務担当課長

(4)　専科　当該専科の主管課長

（専科の修業期間）

第４条　専科の修業期間は、原則として５日以上とする。

（入校者の決定等）
第５条　学校における課程（初任科、初任補修科及び一般職員初任科を除く。）への入校者の決定は、当該課程の主管課長が入校候補者を取りまとめた後、学校長及び人財育成課長と協議を行い、これに基づき警務部長が行うものとする。
２　警察大学校及び管区警察学校における課程への入校者の決定は、特に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分により行うものとする。
(1)　警察運営科及び特別捜査幹部科　警務部警務課長（以下「警務課長」という。）が入校候補者を取りまとめ、これに基づき本部長が決定する。
(2)　警部任用科、警部補任用科、巡査部長任用科、課長補佐任用科、係長任用科及び主任任用科　警務課長が入校候補者を取りまとめ、これに基づき警務部長が決定する。
(3)　前２号に掲げる以外の課程　当該課程の主管課長が入校候補者を取りまとめた後、人財育成課長と協議を行い、これに基づき警務部長が決定する。
３　前２項に掲げる機関以外の教養機関における研修等へ派遣する者の決定は、特に定める場合を除き、主管課長が入校候補者を取りまとめた後、警務課長と協議を行い、これに基づき警務部長が行うものとする。
（職場教養の基本計画等）
第６条　本部長は、毎年、職場教養の重点事項等の計画（以下「職場教養基本計画」という。）を策定し、各所属長に示すものとする。
２　所属長は、前項により示された職場教養基本計画に基づき、職場教養を効果的かつ効率的に実施するものとする。
（職場教養の実施）
第７条　所属長は、所属職員に対し、日常の業務を通じて、その階級及び職務の状況に応じ、個人指導、資料配付、小集団活動、体育、術科訓練等、適時、適切な方法により職場教養を行うものとする。
２　課長等は、所管事務について、研修、講習及び部外講師による教義を行う必要があると認めるときは、あらかじめ人財育成課長に協議しなければならない。
（教養担当者）
第８条　職場教養を推進するため、各所属に教養担当者を置くものとする。
２　教養担当者は、課等においては、次長、副所長、副隊長又は副校長（総務担当）、署においては、副署長又は次長の職にある者をもって充てるものとする。
３　教養担当者は、所属長の命を受け、所属の幹部が行う教養が、計画的かつ効果的に行われるよう推進及び調整を図らなければならない。
（職場実習及び実戦実習）
第９条　署長は、初任科を修了して新たに配置された警察官に職場実習を行わなければならない。
２　署長は、初任補修科を修了した警察官に職場実習を行わなければならない。
（報告）
第10条　所属長は、職場教養の状況を別に定めるところにより、本部長に報告しなければならない。
第11条　所属長は、職場教養の状況を明らかにする簿冊を備え付けなければならない。
（補則）
第12条　この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。
附　則
この訓令は、平成14年４月１日から施行する。
附　則
１　この訓令は、平成17年４月１日から施行する。
２　この訓令の施行前に新たに採用された巡査に対する規定の適用については、なお、従前の例による。
附　則

この訓令は、平成20年３月26日から施行する。

３　この訓令は、平成27年１月１日から施行する。